

白衣の行動で、医師・看護師などの増員署名や介護処遇改善署名、社会保障署名、戦争法廃止の5つの署名、702筆を集約！新人も加わって、元気いっぱい！！



4月9日(土)恒例の春のドクター・ナース・介護ウェーブに、県下から80名が参加した。行動前の集会では、林県医労連書記長が挨拶と行動提起、社保協からは小松事務局長が、社会保障改悪の特徴点を紹介し、「患者さんや利用者さんの立場に立って、制度の改悪を考え改善を、選挙での選択が重要」など、連帯のあいさつ。その後、介護現場や看護師不足の実態など発言を受け、「参議院選挙まで3か月。いのちを守る政治絵の転換を求めて行動しよう！」のとアピールを確認した。



⇒ 5月国会提出にむけ、署名を集約します。各団体の取り組みを強化し、社保協に集中してください。国会へ届けるのは、4月20日、5月11日を予定しています。

社保協の行動日 4月21日 日泰寺 10:00～、5月1日メーデー 9:00～ 白川公園(北西入口を中心に)。*月1回の地域宣伝・署名行動を各地域団体の協力開催、*病院宣伝署名行動の計画など、行動を呼びかけています。

今、地域医療が危ない！

地域医療ビジョンで2025年の必要病床数を強行決定の動き！

☆愛知県計画案は、県全体で**1,414床(▲2.4%)の削減**しかし、**高度急性期+急性期は1万2,781床(▲32%)も削減！？**

3/28に愛知県医療審議会が開催された。「基準病床」の見直しが行われ、現基準病床では3,908床オーバーベットが、新基準は1,601床増加しオーバーベットは2,307床となった。これと、地域医療構想における「必要病床数」案との整合性の確認が必要となる。また、2016年度の「医療介護総合基金(医療分)」の計画事業費素案が出された。総額49億円弱と2015年度の基金32億円からは増額であるが、そのうち、23.7億円は、急性期から回復期病床への転換促進補助(1床あたり50万円—4,738床分)に充当される。素案であるが、5月に国から交付額の内示予定となっており、パブ・コメはいつ行うのか？県に、説明を求める必要がある。県は、3月中に「地域医療ビジョン」決定したかったが、各圏域のワーキンググループで意見・異論等が出され、決定は9月に延期となっている。

【全医労愛知地区Change】よい

「医療介護総合確保法」に基づく地域医療ビジョンは、2025年における『必要病床数』の策定について、昨年6月に「地域医療構想策定ガイドライン」として**全国の病床を現行135万床から115万床へと約15%もの削減**を基本とする原案を国が公表した。具体的な策定は都道府県が行うもので、ガイドラインはあくまでも目安であるといいつつも、結局、各県が具体化する地域医療ビジョンでは国のマニュアルを基本として全国一律の基準で機械的に計算した「必要病床数」を提案し、十分な県民への情報開示と、意見集約、合意もないまま決定されようとしている。

愛知県は、当初計画ではこの3月にも計画案を決定し、県全体と各圏域(二次医療圏単位)の必要病床数の総枠を決め、それに基づく医療機関個々への機能分担と病床の増減の要請・割り振りは後回しする方向で検討を進めていた。しかし、各圏域のワーキンググループで意見・異論が続出し、決定は9月に延期となった。合わせて、関係団体や、県民の意見集約を行い決定するかの善いを始めているものの、しかし、他県では行っている「タウン・ミーティング」(岐阜、静岡、三重実施)による県民との直接対話や、原案そのものへの「パブリック・コメント」(三重県実施)などの計画は予定されていない。広く県民に計画を公表し、県民の意見を十分に集約したうえでの計画策定が求められている。

特に削減数の多い、東三河南部圏域の案は、削減数が多くし提示されている。自治体立病院(豊橋市民、豊川市民、蒲郡市民)、国立豊橋病院、厚生連渥美病院などが中核的医療を担っている。病床機能別に見たとき、「高度急性期」「急性期」を担い、両方の機能で100床以上の医療機関は上記5病院含めて8医療機関になる。県は、2025年の必要病床数(案)では、「高度急性期」は▲22%の削減、「急性期」は▲41%の削減が目標となり、上記8病院が一律・比例配分で削減したとしたら、▲980床—全体の35%の削減という大変大きな割合を占めることとなる。とりわけ「高度急性期」は328床削減となり、医療を確保するうえで影響が大きいと予測される。

県の検討会では、具体的な個々の医療機関への病床機能と削減数の割り振りは行わず、その決定は先送りし、圏域ごとの「地域医療調整会議」に委ねるとしている。しかし、法改正で、県知事の権限強化が与えられ、削減や病床機能の転換等を、公的医療機関を中心に県当局が強権発動することも認められている。このままこの計画を進めて行けば、まさに地域医療は崩壊しかねない。

社保協地域医療委員会では、「2016年度基金事業計画」についての説明と、地域医療ビジョンの進捗状況と内容の説明を求める懇談を申し入れ、5月20or25日で懇談を申し入れる。もっとも影響が大きいと危惧される「東三河南部圏域」の問題では、医労連・自治労連に結集する当該病院の労組・東三河労連と「対策会議」をおこない、6月議会を視野にした取り組みについて、関係団体の協力を求めることなど検討し具体化する。

愛知県の地域医療構想 **地域医療を崩壊**

病床削減で地域医療体制は危機的な状況に。
写真は新城市市民病院

愛知県は今年度末までの策定をめざしていた地域医療構想を、今年9月末までに策定するとしています。

地域医療構想は、医療・介護総合確保法により都道府県が策定するもので2025年にむけ、医療機能ごとに病床の必要数を推計して病床の削減を進めるものです。

県のたたき台では、2014年の病床数59,187を1,414減らして57,773にするとしています。構想区域ごとでは東三河南部地域で、平成26年の病床数6,662を1,482減らして5,180にするとしています(削減率22.2%)。この地域は、豊橋、豊川、蒲郡の各市民病院が含まれます(表参照)。

このたたき台に対して、各構想区域のワーキンググループでは「国の進め方に無理に合わせる必要はない」「うまく回っている地域のバランスをあえてなぶる必要はない」などの反対・慎重意見が相次いだため今年度

末の策定を諦めて今年9月を目途に策定していくことになりました。

地域医療構想の運営は、知事に強力な権限を与えて「過剰な病床の機能区分に転換しないことを公的医療機関に命令することができる」とし、「命令・指示に従わない場合には、医療機関名の公表、地域医療支援病院の不承認または承認取り消し、管理者の変更命令等の措置を講ずることができる」としています。戦後の医療体制を大きく変えていこうとするものです。



東三河南部は
病床を大幅削減
22.2%



WGに対する働きかけを

各ワーキンググループには自治体病院の管理者や首長等がメンバーとして入っています。地域医療の崩壊を許さないためにワーキンググループメンバーへの働きかけなど取り組みの強化が重要になっています。

愛知県 地域医療構想における必要病床数の推計等について(たたき台)

| 構想区域 | | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 計 |
|------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 愛知県計 | 必要病床数 | 6,907 | 20,613 | 19,480 | 10,773 | 57,773 |
| | 平成26年の病床数 | 14,471 | 25,830 | 5,469 | 13,417 | 59,187 |
| | 差引 | △7,564 | △5,217 | 14,011 | △2,644 | △1,414 |

東三河南部 地域医療構想における必要病床数の推計等について(たたき台)

| 構想区域 | | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 計 |
|-------|-----------|-------|--------------------|--------------------|-------|--------------------|
| 東三河南部 | 必要病床数 | 537 | 1633→1616 (△17) | 1587→1570 (△17) | 1457 | 5214→5180 (△34) |
| | 平成26年の病床数 | 911 | 2499 | 487 | 2765 | 6662 |
| | 差引 | △374 | △883 | 1083 | △1308 | △1482 |

愛知でたたかう
2つの生存権裁判

**生活保護切り下げ取消裁判
第6回口頭弁論6月16日14時
30分～名古屋地方裁判所大法廷**
第6回を迎える生活保護切り下げ取消裁判は、今回の参加を上回る傍聴参加を呼び掛ける。

**年金引下げは憲法違反！
第2回5月25日14時30分～
名古屋地方裁判所大法廷**

全国で4000人超、愛知で407人が原告という大型裁判である。愛知では、第1回の口頭弁論が2月25日に開かれた。3人の原告が意見陳述し、年金引下げの不当性について訴えた。報告集会では、引き続き運動の強化を支援者全体で確認した。すでに「愛知の年金引下げ違憲訴訟を支援する会」が1月に発足している。

第5回口頭弁論、3月17日 「生活保護利用者の生活実態」を準備書面で提出



第五回口頭弁論開く

保護費削減は「生活の質低下に直結」

二〇一三年から一五年の三年間にもわたって安倍自公内閣によって強行された生活保護費削減に対する、その取り消しと損害賠償を求める「愛知生存権裁判」は、十六名が原告となり国・市を相手に闘われています。去る三月十七日、第五回目の口頭弁論裁判が名古屋地裁で行われました。この日の法廷では、弁護側から提出された第七準備書面についての概要説明が行

生活実態見ない「国」は、注意義務違反

われしました。また次回裁判は、六月十六日午後二時半からと決まりました。

弁護側から今回提出された準備書面の「生活保護利用者の生活実態」について、その内容は次の通りです。

①生活保護制度は、憲法二

り、その基準は、利用者の生活実態を把握し反映させなくてはならない。しかし国の基準改定は、原告の生活実態に合致していない。改定以前でも「健康で文化的な最低限度の生活」に足る生活費は支給されているが、生活保護費削減は決定的困難となった。

②生活保護利用者の約8割が、年齢や身体・精神的等の理由で働いて収入を得ることができない人々である。残り約2割も、就労に著しい困難を抱えてながら努力している。生活保護費は「命綱」となっている。政府の保護費削減は「生活の質」の低下に直結している。

③こうした生活実態を十分考慮していない厚労大臣による生活保護基準引き下げは、職務上尽くすべき注意義務に違反しており、原告は極めて甚大な精神的苦痛を被っている。

上記日程で生活保護引き下げ反対「愛知生存権裁判」の第6回口頭弁論が開かれます。みんなで傍聴しましょう。

次回、第6回口頭弁論は6月16日14時から名古屋地方裁判所大法廷、多数の傍聴をお願いします。

↑ 豊橋生活と健康を守る会ニュースより